

大田原市立紫塚小学校 建設検討委員会報告書



平成26年5月

大田原市立紫塚小学校建設検討委員会

はじめに

紫塚小学校は昭和32年4月1日に、大田原小学校の児童数増加に伴い、大田原小学校内の第5校舎に児童数300名で発足しました。昭和32年5月、現在の場所に校舎が建設され、今回建替えの対象となっている管理棟（木造）は開校当時のままで、地域住民から愛されています。また、「紫塚」の地名は「紫姫」と呼ばれた娘を葬った塚があったことに由来しています。

紫塚小学校の校舎については、管理棟（木造）・教室棟（RC造）の2つの校舎が配置されておりますが、管理棟（木造）が建築後50年以上、教室棟（RC造）が建築後30年以上経過し、老朽化が進んでいます。

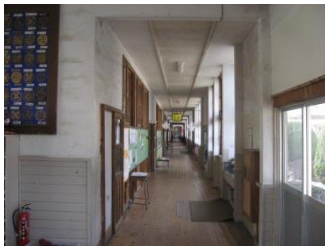
東日本大震災後、老朽化した校舎に対する行政側の取組に対し全国的に関心が高まり、本市では平成23年11月に耐力度調査を実施し、「構造上危険な状態にある建物」との調査結果を踏まえ、平成25年度に紫塚小学校の木造校舎建替えと既存校舎の大規模改修を実施することを決定しました。

平成25年10月3日に大田原市教育委員会から委嘱を受けた10名の委員により「大田原市立紫塚小学校建設検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置され、校舎建設に関する基本計画策定に関する事項を検討することとなりました。

検討委員会では、紫塚小学校の教育目標である「考えて学ぶ子 思いやりのある子 たくましい子」を踏まえ、紫塚小学校に対する地域の思いや新しい校舎へ通う児童を想定し、コンセプト、校舎の規模や教室の構成、校舎の配置や全体のレイアウトなどの検討を行いました。

本報告書により、その検討内容について報告します。

（管理棟内写真）



目 次

はじめに

I. 概 要 ・ 条 件

- (1) 位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 学区域について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 児童及び学級数・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 法的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 周辺環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 既存校舎概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 施設沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

II. 基 本 構 想

- (1) 学校経営の基本理念・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

III. 基 本 計 画

- (1) 全体計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

IV. 年 次 計 画

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

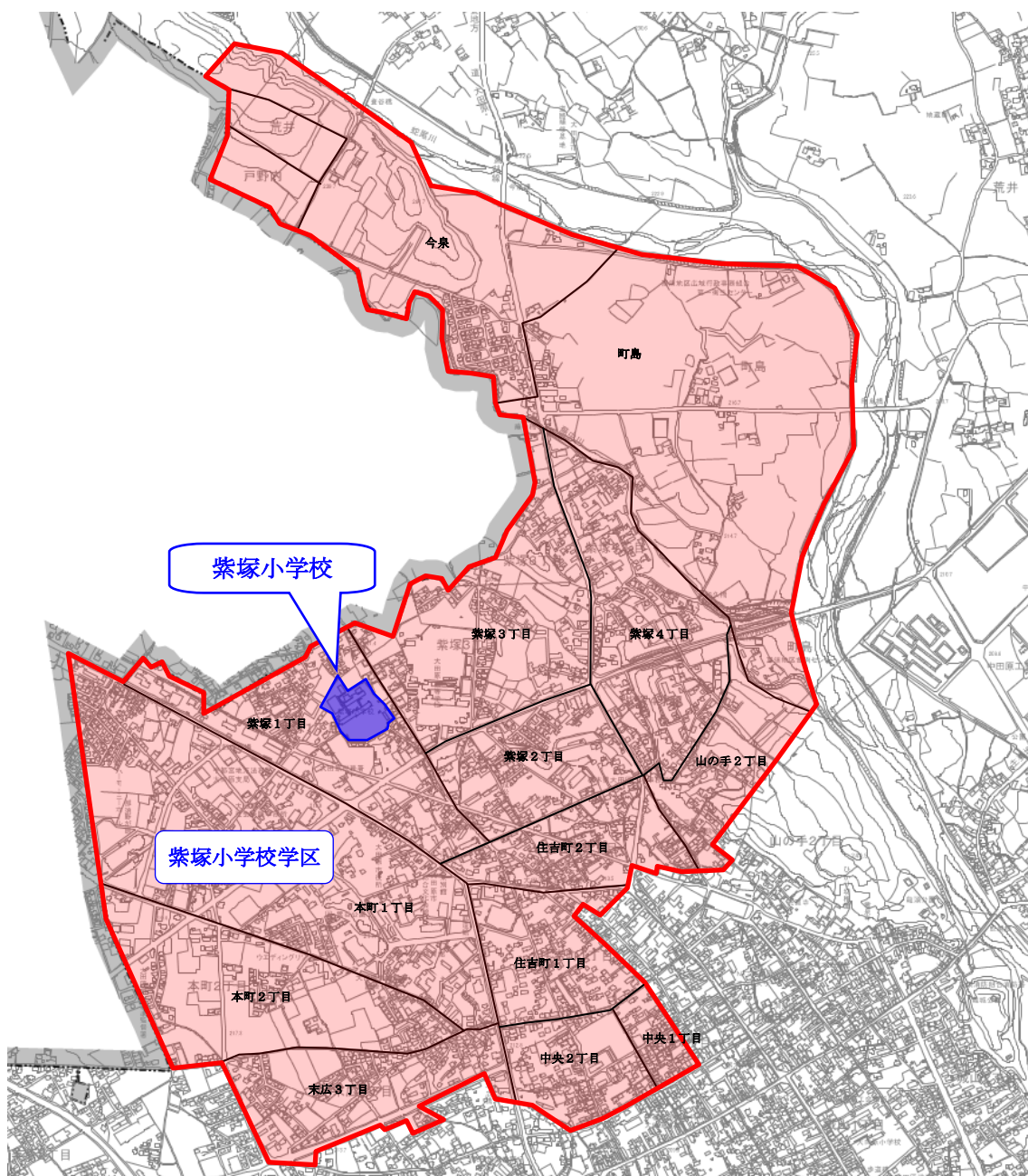
I. 概要・条件

(1) 位置図



(2) 学区域について

山の手2丁目の一部、中央1丁目の一部、2丁目の一部、住吉町1丁目の一部、2丁目の一部、紫塚1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、本町1丁目、2丁目、末広3丁目の一部、町島の一部、今泉の一部
(平成26年4月1日現在)



(3) 児童及び学級数

紫塚小学校の児童数は316名、学級数は14学級です。(平成26年4月1日現在)

学 年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	普通	47名	55名	50名	46名	57名	49名	304名
	特別支援	—	—	—	—	—	—	12名
学級数	普通	2教室	2教室	2教室	2教室	2教室	2教室	12教室
	特別支援	—	—	—	—	—	—	2教室

児童数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童数	348 (実数)	339 (実数)	316 (実数)	328 (推計)	315 (推計)	350 (推計)

※平成29年度の児童数(推計)は西原小学区再編を考慮したものである。

(4) 法的条件

①地域・地区要件等

用途地域	第一種住居地域	第一種中高層住居専用地域
容積率	200%	200%
建ぺい率	60%	60%
防火指定	—	—
高度指定	—	—
日影規制	5時間—3時間	4時間—2.5時間
その他	—	—

②本事業の計画及び実施に係る法令、条例

○教育関連

- ・学校教育法
- ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・学校図書館法
- ・学校保健安全法（学校環境衛生基準）
- ・社会教育法

○建築関連

- ・建築基準法及び建築基準法施行令
- ・消防法
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（エコ関連）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（換気・給排水関連）
- ・国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律
(再資源化された物品等の利用)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(エコ関連)
- ・建築工事に係る資材の再資源化に関する法律（解体関連）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー関連）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理関連）
- ・栃木県建築基準条例
- ・栃木県環境基本条例
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（バリアフリー関連）
- ・大田原市安全で安心なまちづくり条例
- ・大田原市子ども権利条例
- ・大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱

・・・その他関係法令等

(5) 周辺環境



《正門（東側）》



《南門》



《西門》



(6) 既存校舎概要

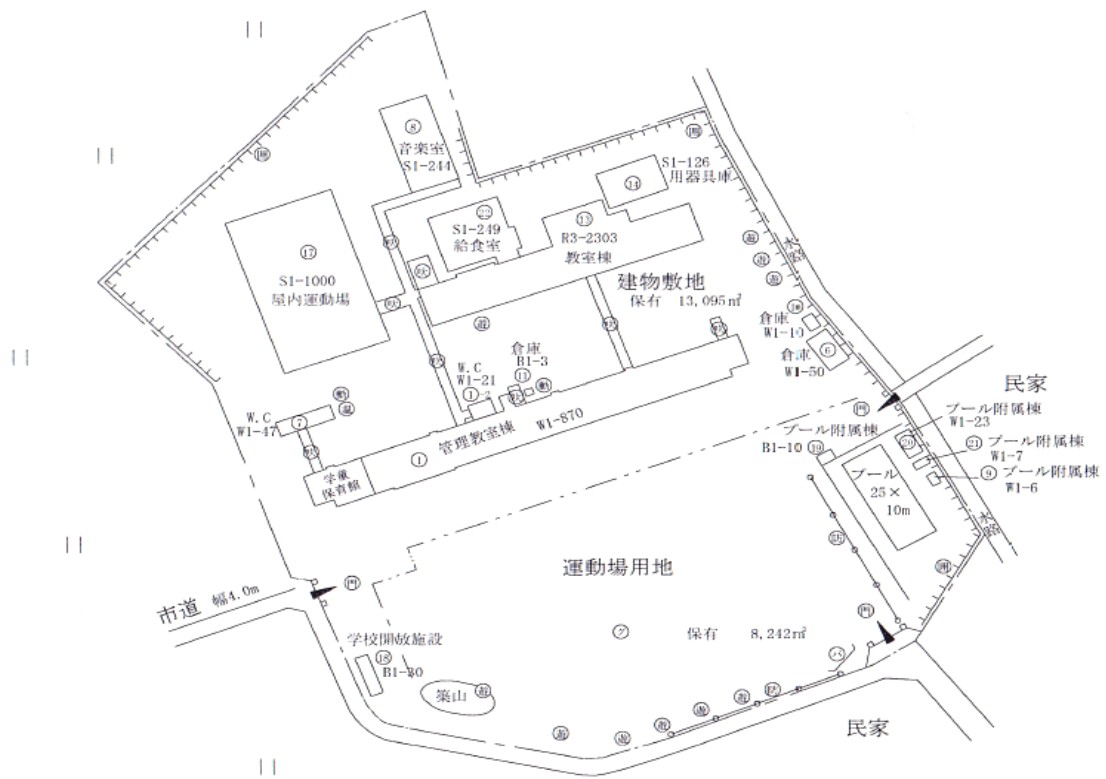
①施設規模

	面積	竣工年度
敷地	21,337 m ²	
校舎延床	3,196 m ²	管理棟 昭和32年5月
		教室棟 昭和56年3月
校庭	8,242 m ²	
屋内運動場	1,000 m ²	昭和57年1月
音楽室	244 m ³	昭和40年7月
給食室	249 m ³	平成17年3月
プール	25 m × 10 m (6コース)	昭和42年7月

②施設内容

普通教室	14教室
特別教室	7教室 理科室、音楽室、図工室、家庭科室、コンピュータ教室、図書室、 教育相談室
管理諸室	7室ほか 校長室、職員室、事務室、放送室、保健室、更衣室、資料室 等
その他	1室ほか 給食室 等

③現況配置図



④敷地内の施設状況

管理棟



教室棟



音楽室



給食室



屋内運動場



プール



校庭



(7) 施設沿革

昭和	32.	1	大田原仮称第3小学校を大田原市立紫塚小学校と決定
	32.	4	大田原小学校内の第5校舎に学級数7、 職員数9、児童数300で発足
	32.	5	新校舎落成及び開校式举行
	32.	8	紫塚小学校新設により大田原小学校から分離
	42.	7	水泳プール竣工(25m×10m)
	56.	3	鉄筋3階建校舎新築竣工(2,303㎡)
	57.	1	屋内運動場竣工、落成式(1,000㎡)
	62.	10	創立30周年
平成	3.	3	大田原名木指定(ニワウルシ)
	7.	4	紫塚学童保育館開設
	11.	9	児童用パソコン設置(21台)
	13.	8	職員トイレ改修工事(20㎡)
	14.	8	理科室改修工事(実験用机6台設置)
	17.	3	給食室新築工事(249.12㎡)
	18.	3	地域イントラネット敷設完了
	18.	11	東門通路拡幅工事ならびに門柱設置
	18.	11	創立50周年
	20.	2	正門門扉設置
	21.	3	プール循環浄化装置改修
	22.	3	学校ICT環境整備事業による職員用パソコン設置(21台)
	22.	10	新校舎耐震工事
	24.	3	屋内運動場改修
	24.	9	音楽室耐震補強工事
	25.	3	放射能汚染部分表土除去

Ⅱ. 基本構想

(1) 学校経営の基本理念

学校は、子供たちにとって楽しい学びの場であり、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自ら律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力」などを育成する場である。

児童一人一人の「知・徳・体」のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等および学習意欲を重視し、これらを協和的にはぐくむことが必要である。

これらの「生きる力」を継承し、更に、生きる力を支える確かな学力を身に付けるとともに、生き方の礎となる、生命を尊重する心、思いやりの心、倫理観や正義感、美しいものに感動する心等、豊かな人間性、健やかな体の調和のとれた育成を目指した教育を推進する。

【教育目標】

「考えて学ぶ子」

- ・教科の基礎的・基本的な内容を一人一人が確実に習得する。
- ・基本的な学び方を知り、自分の問いをしっかりととらえ、事実や情報に基づいて粘り強く問題解決ができる。
- ・話し相手の考えをよく聞き、その内容について質問や感想を述べ、学びあえる。

「思いやりのある子」

- ・場に応じた心のこもったあいさつや会話ができる。
- ・誰とでも仲良くし、友達が困っているときは進んで声をかけたり、手助けをしたりすることができる。
- ・自他の生命を尊重し、自然や草花、生き物を慈しみ、進んで世話ができる。

「たくましい子」

- ・基本的生活習慣を身に付ける。
- ・各自がめあてを持って、計画的に取り組み、その向上に努める。
- ・係活動や諸活動など何事にも本気で取り組み、最後まで努力できる。

(2) コンセプト

紫塚小学校木造校舎改築における施設整備の基本コンセプトについては、次のとおり設定します。

①子ども達にとって成長の舞台である学習の場をつくる

②楽しく交流できる場をつくる

③地域の中心として意識した連携の場をつくる

① 子ども達の成長の舞台である学習の場をつくる（学習環境の充実）

【機能性の確保】

- ・自発的な学習を誘発する空間構成に工夫する。（ゆとりある空間構成）
- ・全学年が心地よく生活できる空間構成に工夫する。
- ・家庭的な雰囲気のある落ち着いたある施設とする。
- ・教室棟や体育館への動線などが十分に配慮された構成にする。
- ・誰でも利用できるトイレの設置（車椅子利用可。）

【安全・安心な学校施設の推進】

- ・防犯・防災に強い施設とする。
- ・耐震性能を有した施設とする。
- ・防犯対策を図るため、学校内及び外部からの見通しが確保できる施設とする。

【環境への配慮】

- ・自然環境への付加低減に配慮した「エコスクール」とする。
- ・省エネルギー対策、自然エネルギーの活用など、環境に配慮した施設とする。

② 楽しく交流できる場をつくる（生活環境の充実）

- ・内装材に木質系建材を利用し、温かみがあり、安らぎのある快適な施設とする。
- ・子ども達の健康に配慮し、シックスクール対策を施した施設とする。
- ・豊かな人間性を育む空間として整備する。（異学年交流活動の推進）

③ 地域の中心として意識した連携の場をつくる（地域交流活動拠点の充実）

- ・ 地域に親しまれ開かれた学校、みんなが集える学校とするため、児童や地域住民の活動の拠点となる施設とする。
- ・ 談話・交流スペースを設けたゆとりある空間を構成する。



学習環境の充実を図る（ゆとりある空間構成）



木質系建材を利用した温かみと安らぎのある空間づくり

（※写真はイメージです）

Ⅲ. 基本計画

(1) 全体計画

- ①子供の安全面を第一に考慮されたい。
- ②機能性を重視し、デザイン性はこだわらない。
- ③維持管理しやすい校舎とされたい。
- ④学習環境・生活環境に配慮されたい。

(2) 施設整備計画

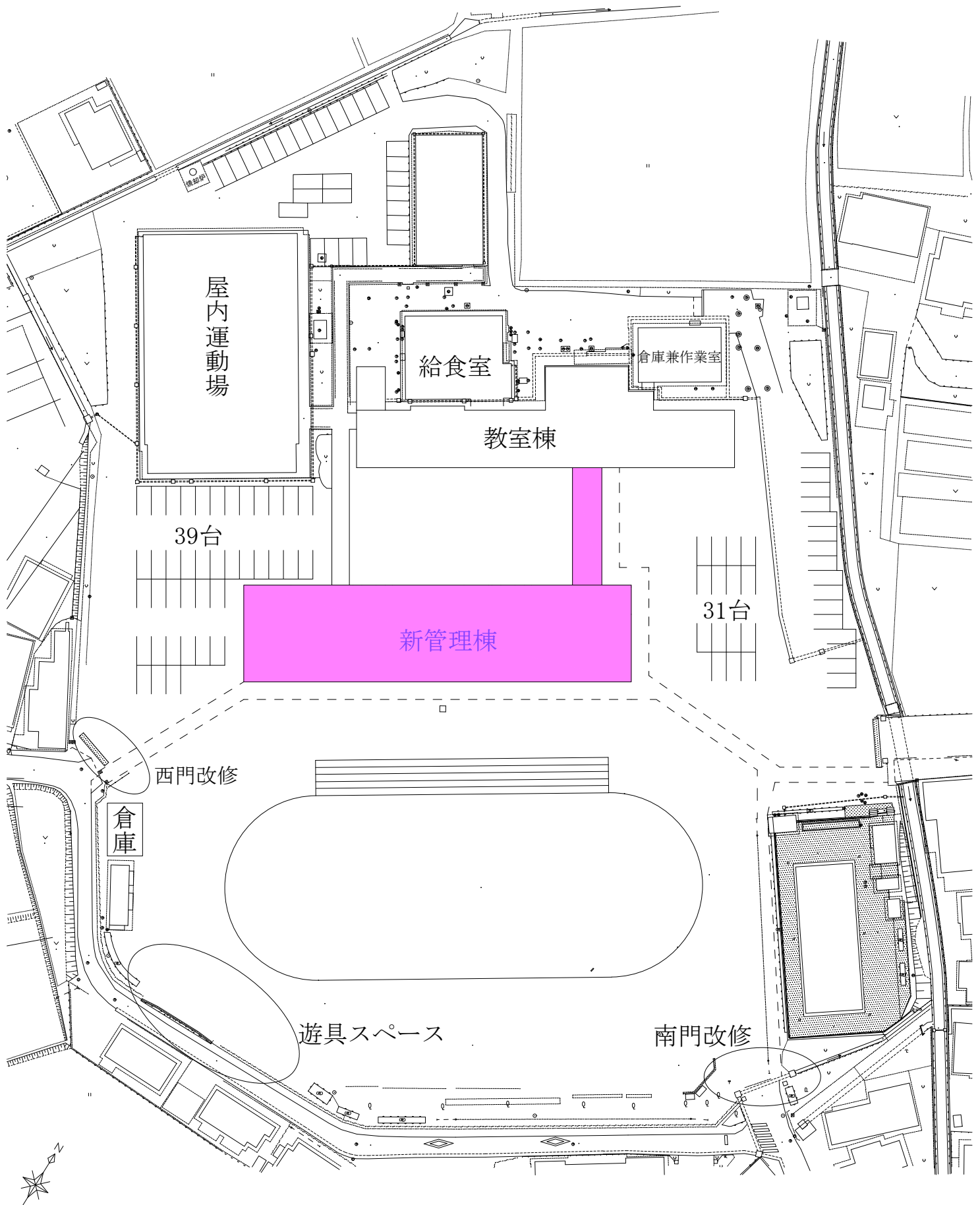
①共通事項

- ・手摺り、スロープ等のバリアフリーにすることが望ましい。
- ・内装は木質化し、全面ではなく側面窓枠辺りまでにすることが望ましい。
- ・木質化以外の箇所は、白を基調としたクロスにすることが望ましい。
- ・新校舎の配置は、隣棟間隔を十分にあげ採光を確保されたい。
- ・普通教室、特別教室、特別支援学級教室は、校舎南側とされたい。
- ・窓は全て飛散防止仕様とされたい。
- ・照明は、LED照明にすることが望ましい。
- ・トイレ
 - * 全て洋式化にし、温水洗浄機能付き暖房便座にすることが望ましい。
 - * 床面は従来のタイル式ではなくドライ仕様にすることが望ましい。
 - * トイレ内の配色はカラフルなものにすることが望ましい。
 - * 管理棟内1階に多目的トイレを設置されたい。
- ・空調設備は全室エアコン（冷暖房完備）を設置することが望ましい。
- ・校舎内水道については、廊下と教室それぞれに手洗い場を設置することが望ましい。
また、外水道は倉庫廻り、保健室前、職員室前あたりにそれぞれ設置することが望ましい。
- ・太陽光発電システムを設置することが望ましい。
- ・屋根は、太陽光発電が最も効率良い屋根にすることが望ましい。
- ・外壁は、吹付にし、学習環境や景観を損ねない淡い色を使用することが望ましい。
- ・空中廊下は、新管理棟と教室棟の2階をつなぐ1経路とされたい。
- ・渡り廊下は、2経路確保することが望ましい。
- ・中庭や校庭空中廊下等にベンチを設置することが望ましい。

②管理棟（新設）

- ・校長室 職員室に隣接し、応接スペースも含めて設置されたい。
- ・職員室
 - * 1階で誰でもわかりやすい場所に配置することが望ましい。
 - * 児童や職員の動線に配慮されたい。
 - * 簡易的な相談スペースを設置することが望ましい。
 - * 非常用放送設備を設置することが望ましい。
 - * 作業スペースを確保することが望ましい。
 - * 収納スペースを確保することが望ましい。
 - * 全職員（非常勤も含む）の机スペースを確保することが望ましい。
 - * 来校者がすぐわかる視界を確保することが望ましい。
 - * 事務室、印刷室は設けなくて職員室内に含めることが望ましい。
- ・放送室 運動会等の利用も含め新管理棟1階中央部に配置することが望ましい。
- ・保健室
 - * シャワー、トイレ、洗濯機、相談室を併設することが望ましい。
 - * 外出入口を設置し、外蛇口も設置することが望ましい。
 - * 緊急車両に配慮した配置とされたい。
- ・職員更衣室
 - * 職員数のロッカーを確保し、男女別とされたい。
 - * 男女の数が変動するので、壁ではなく可動式の間仕切りを設置することが望ましい。
- ・資料室（倉庫） 収納スペースを確保することが望ましい。
- ・会議室 職員以外にPTA等の学校関係者との連携の場とすることが望ましい。
- ・特別教室
 - * 特別教室は新管理棟に配置されたい。
 - * 各準備室を確保し、隣接することが望ましい。
 - * 理科室は1階西側に配置されたい。
 - * 理科室内に温水蛇口を設置することが望ましい。
 - * 音楽室は2階に配置されたい。
 - * 図書室は図書スペースとし、廊下との仕切りは壁ではなく可動式の間仕切りとすることが望ましい。
- ・階段 緊急避難や動線に配慮し、2か所設置されたい。
- ・廊下 南面の校庭に直接出入りできる通路を設置することが望ましい。
- ・時計 校舎正面2階上部に目立つ時計を設置することが望ましい。

新管理棟



※児童用歩道通路： - - - - -

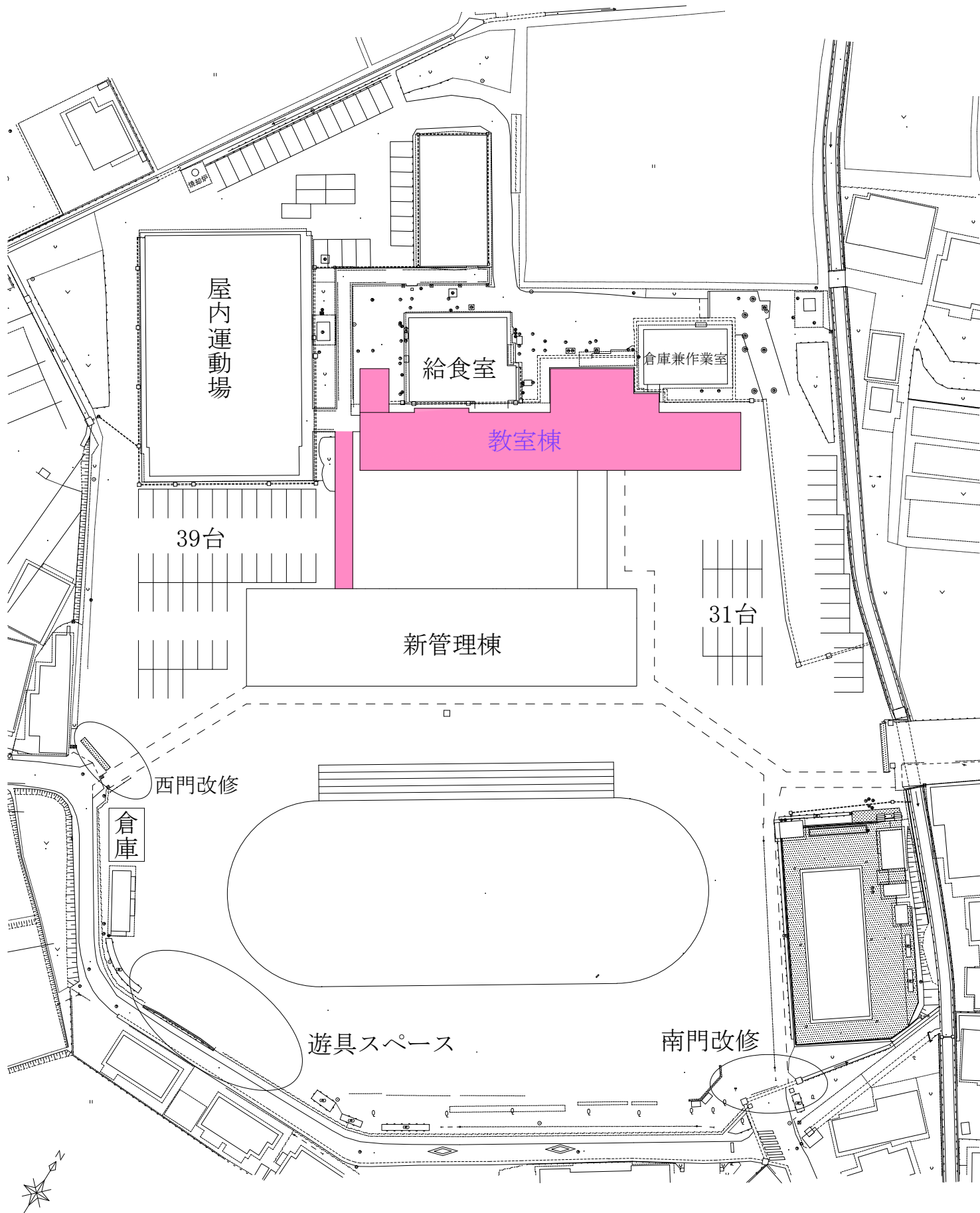
新 管 理 棟

区 分	室名		室数	備 考	
管理諸室等	校長室		1	校庭に面した校舎中央付近	
	職員室		1	校舎東側、校庭に面する	
					内・外からもわかりやすい配置
					非常・緊急用としての放送設備
	事務室			職員室内・昇降口の受付窓口	
	印刷室			職員室内	
	放送室		1	校庭に面する	
	保健室		1	シャワー・トイレ・洗濯機設置、相談室併設	
	職員更衣室		2	男女それぞれ	
	資料室		2		
	会議室		2	PTA室兼用	
特別教室等	理科室		1	管理棟西側 1F 南面	
	理科準備室		1	理科室隣	
	音楽室		1	管理棟西側 2F 南面	
	音楽準備室		1	音楽室隣	
	図工室		1	南面	
	図工準備室		1	図工室隣	
	家庭科室		1	南面	
	家庭科準備室		1	家庭科室隣	
	図書室		1		
共有部	昇降口	職員・来賓用			
	トイレ	児童用	2	1階、2階両方	
		職員・来賓用	1	1階	
	手洗い場			廊下・各教室	
	廊下			横幅3m	
	空中廊下			教室棟との連携に1か所 横幅5m	
その他	校舎配置			隣棟間隔は15m～20mの範囲内	
	空調設備			全室冷暖房完備	
	太陽光発電			学習に利用できるよう 目に見えるシステム機器の設置	

③教室棟（大規模改修）

- ・普通教室 黒板は上下に動く可動式にすることが望ましい。
- ・特別支援教室
 - * 教室の広さは普通教室の1/2の広さとし、1階東側に配置されたい。
 - * 児童の人数により必要教室数の増減があるため、相談室・資料室に兼用できるような仕様にすることが望ましい。
- ・教育相談室 できれば各階に設置することが望ましい。
- ・多目的室 校舎東側の元特別教室を使用することが望ましい。
- ・少人数学習室 できれば設置することが望ましい。
- ・資料室（倉庫） できれば各階に設置することが望ましい。
- ・教室棟1階に多目的トイレを設置されたい。

教室棟 (大規模改修)



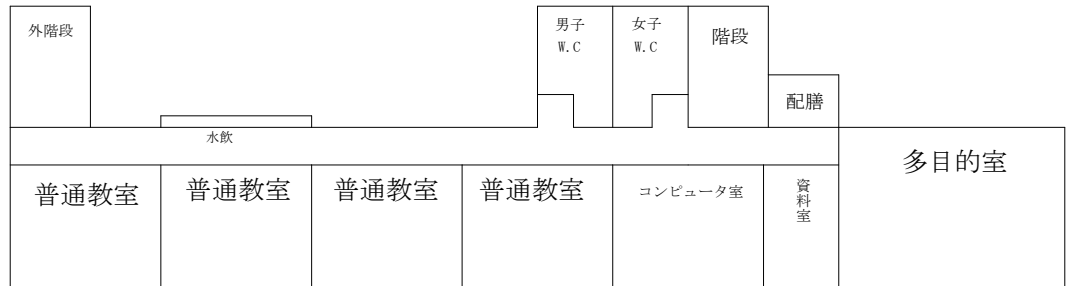
※児童用歩道通路： - - - - -

教室棟（大規模改修）

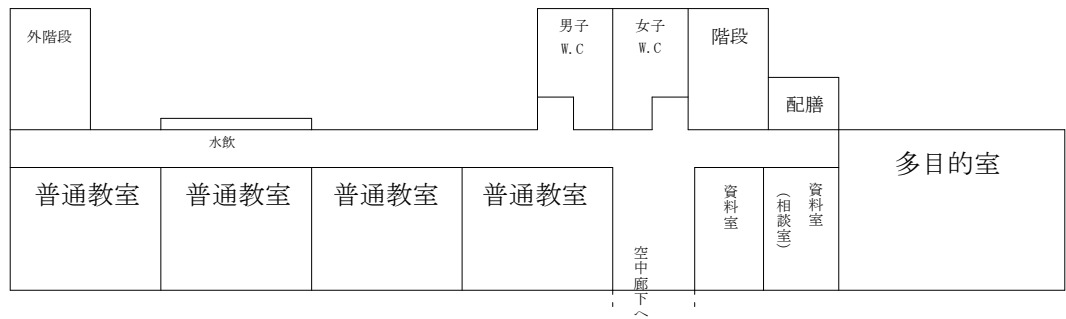
屋上 平面図



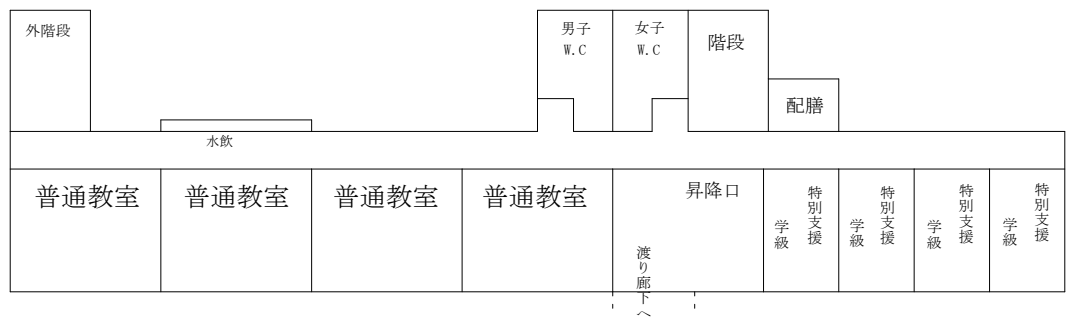
3階 平面図



2階 平面図



1階 平面図



教室棟（大規模改修）

区分	室名		室数	備考
普通教室	普通教室		12	
特別支援室	特別支援室		4	
その他諸教室	教育相談室		2	できれば各階に必要
	多目的室		2	既存特別教室を利用
	少人数学習室		2	できれば各階に必要
	資料室		2	できれば各階に必要
共有部	トイレ	児童用	6	各階男女
	手洗い場			既存手の他に各教室に2～3栓必要
	廊下			既存どおり
	昇降機			既存どおり
	渡り廊下			教室棟との連携で2か所必要
その他	空調設備			全室冷暖房完備
	太陽光発電			構造上設置できれば

④外構・遊具・その他

・校庭

- * 校庭と駐車場を明確に区分することが望ましい。(フェンスや花壇等の設置)
- * 国旗掲揚塔の設置箇所は、校庭正面北側付近とし、新たにポール型とすることが望ましい。
- * 校庭西側に記念樹(桜の木1本)を植樹することが望ましい。

・駐車場・舗装箇所

- * 児童と車両の動線をできるだけ分離し、安全面に配慮することが望ましい。
- * 職員、臨時職員及び来校者の駐車スペースを確保することが望ましい。
(60台以上)
- * 駐車場は新管理棟の東・西側にそれぞれ確保できる台数を設置することが望ましい。
- * 緊急車両のため新管理棟の前面は舗装することが望ましい。
なお、車両は緊急時以外通行できないよう対策をすることが望ましい。
- * 児童が通行する部分を明確にすることが望ましい。(カラー舗装又はブロック等)
- * 学校農園(敷地北西部分)は駐車場にしないことが望ましい。

・校門

- * 校地内への乗入口は東側・西側・南側に1箇所ずつ設置することが望ましい。
- * 南側と西側の乗入口に門扉を設置することが望ましい。
- * 西側の乗入口の幅を現状より広めにすることが望ましい。
- * 南側の乗入口は緊急車両対応のため、現状の幅とすることが望ましい。

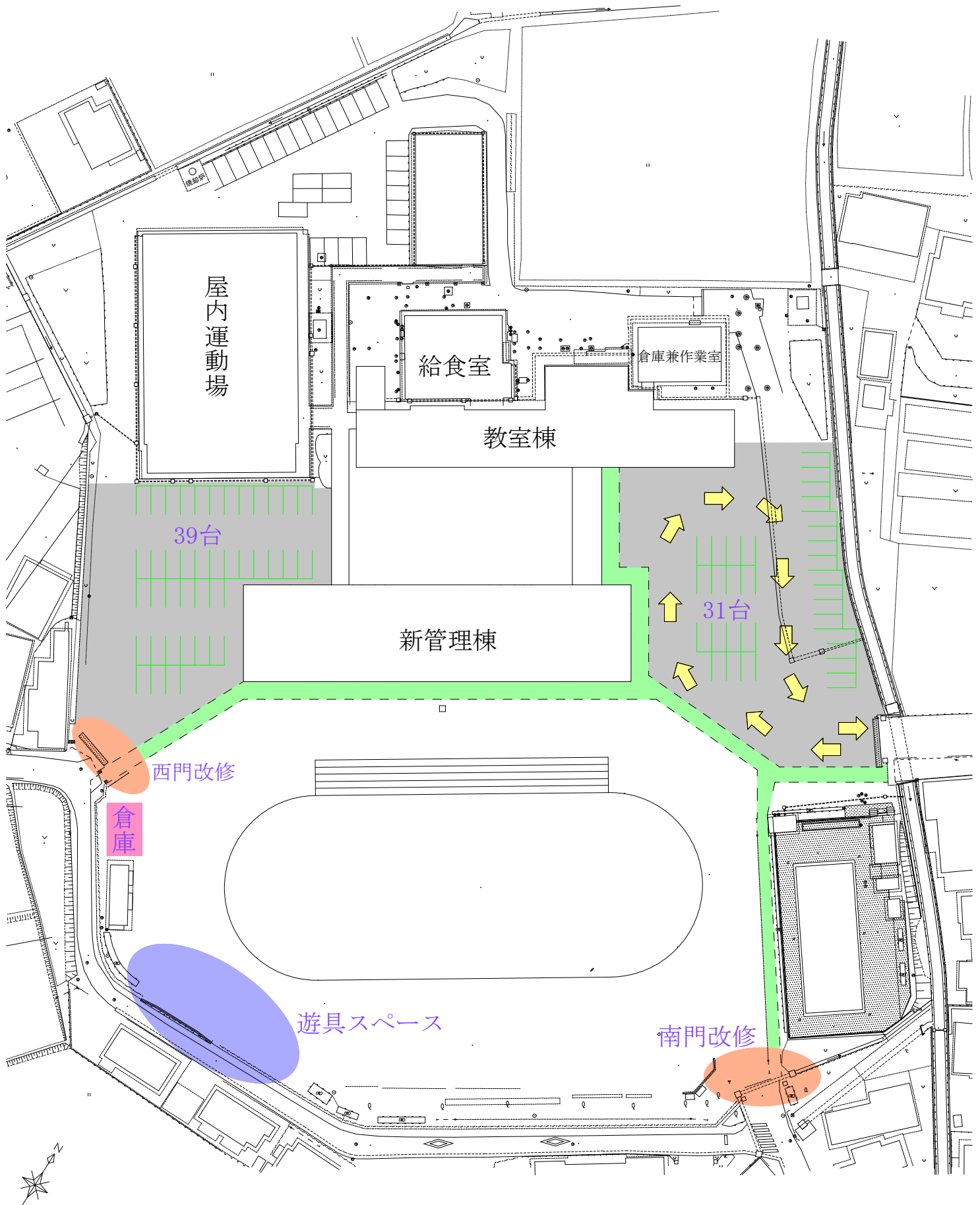
・遊具、倉庫、鳥小屋、ウサギ小屋


- * 校庭南側(現築山付近)に遊具広場を設置することが望ましい。
- * 東門付近の既存倉庫を撤去し、新たに西門付近に倉庫を設置することが望ましい。
- * 目的ごとの倉庫(運動会用、体育器具用)を設置することが望ましい。
- * 鳥小屋、ウサギ小屋は中庭には設置しないことが望ましい。
- * ウサギ小屋に糞が保管できるようにすることが望ましい。

・その他

- * 記念品(寄贈品)への配慮をすることが望ましい。

外構・遊具



※児童用歩道通路： 

IV. 年次計画

